

広島県告示第七百六十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、平成十七年三月二十八日広島県告示第四百五十一号で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち、八木町細野地区から、平成二十七年二月九日国土交通省告示第二二百二十六号及び平成二十七年十二月二十八日国土交通省告示第千二百六十九号で指定された砂防指定地の区域を廃止する。

令和四年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦